

公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案(通訳案内士試験事業)に関して寄せられたご意見について

平成29年11月2日
(独)国際観光振興機構

番号	意見対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
1	確保されるべき質	P1 2.(1)①ホ 試験形式 試験スケジュール(時間)を提示してほしい。試験時間割がないと会場借用時間、監督員等のスタッフ手配時間などの算出ができない。	通訳案内士法の改正により、29年度筆記試験から「通訳案内の実務」が科目として追加されますが、当該科目の実施方法については現在検討中であるため、試験時間割を提示することはできません。
2	確保されるべき質	P2 2.(1)②イ 用語の定義 「補助員」が必要ではないか。試験業務を実施する場合、試験監督員の指示に従い、試験問題や解答用紙を受験者へ配付等を行う「補助員」が必要と考える。	実施要項案 P2 2.(1)②イ(ニ)に、『「補助員」とは、会場内における受験者の案内・誘導・管理監督、問題冊子・答案用紙などの受験者への配付、回収点検、整理などを行う者をいう。』を追記します。
3	確保されるべき質	P2 2.(1)②ハ 入札対象地域等 入札対象地域に準会場は入れない方がよい。試験業務を実施する場合、準会場との間で別途契約が必要となり、業務が煩雑となる。また、準会場は1名でも出願者がいれば試験を実施する必要があるが、事前準備を含めた受験者1人当たりの運営費が高額となり、非効率である。	実施要項案 P2.(1)②ハの入札地域等から準会場を除外します。併せてP5 2(1)②ニ(リ)a. に記載の「準会場試験運営マニュアル」を削除します。
4	確保されるべき質	P3 2.(1)②ニ(ロ)a. 試験案内等の作成・印刷 試験案内及び受験願書に加えて振込取扱票が必要ではないか。	実施要項案 P3 2(1)②ニ(ロ)a.を、『民間事業者は、機構が示す原稿により試験案内、受験願書及び振込取扱票(以下「試験案内等」という。)]に修正します。
5	確保されるべき質	P3 2.(1)②ニ(ロ)b. 試験案内等の配付 観光庁・地方運輸局をはじめ、都道府県・市町村、準会場、関連団体等に配付が必要ではないか。	試験案内等の配付先については、観光庁とも相談の上、対応してまいります。
6	確保されるべき質	P4 2.(1)②ニ(ハ)b. 受験願書等の審査 願書受付にあたり、願書受付審査マニュアルの作成が必要ではないか。	実施要項案 P4 2(1)②ニ(ハ)b.を、『民間事業者は、入札説明会時に機構が提供する「筆記試験運営マニュアル」「口述試験運営マニュアル」を参考に、願書受付審査マニュアルを作成し、受験願書受付日の1か月前までに機構に提出し承認を受けること。』に修正します。
7	確保されるべき質	P4 2.(1)②ニ(ホ) 受験票の送付業務 受験票を簡易書留で発送する必要があるか。	実施要項案 P4 2(1)②ニ(ホ) を、「民間事業者は、筆記試験日の概ね1か月前までに、受験票を、出願者へ普通郵便又は特定記録郵便で」に修正します。

8	確保されるべき質	P5 2.(1)②二(ト)a. 筆記試験会場責任者等の人数の基準 試験事務局員が必要ではないか。試験事務局員の配置基準がない。	実施要項案では、試験会場で事務的作業を行うスタッフを「管理員」と称しています。なお、実施要項案 P8 2.(1)②二(タ)a. <口述試験会場責任者等の人数の基準>に記載されている「事務局員」は「管理員」の誤りですので修正します。
9	確保されるべき質	P5 2.(1)②二(ト)b. 連絡窓口 機構との連絡窓口は会場責任者と限定しないほうが良いのではないか。	実施要項案 P5.2.(1)②二(ト)b. を、「機構との連絡窓口は原則、会場責任者とする。」に修正します。
10	確保されるべき質	P5 2.(1)②二(チ)a. 筆記試験会場の準備 各種帳票類などの制作物が必要ではないか。	実施要項案 P5 2.(1)②二(チ)a. を、「民間事業者は、試験が適切に実施できるよう、試験開始前までに筆記試験出欠状況報告書、身分証不携帯者報告書、写真票、試験室別の受験者一覧表及び座席表を作成し、機構の指示する海外会場及び準会場を含めて、試験会場・試験教室ごとに準備すること。」に修正します。
11	確保されるべき質	P7 2.(1)②二(カ)b. 筆記試験合格通知等発送業務 筆記試験合格通知は、出願者へ簡易書留で発送する必要があるか。	実施要項案 P7 2.(1)②二(カ)b. を、「民間事業者は、筆記試験合格者データ等に従い、受験者宛てに、合格通知を合格発表日に、普通郵便又は特定記録郵便で一斉発送すること。」に修正します。
12	確保されるべき質	P8 2.(1)②二(タ)a. 口述試験会場責任者等の人数の基準 試験監督員・事務局員、補助員の配置基準が不適正ではないか。試験監督委員は試験監督員の誤りではないか。	実施要項案 P8 2.(1)②二(タ)a. の<口述試験会場責任者等の人数の基準>を、「民間事業者は、試験運営業務に支障を来さないよう、平成26年から28年までの機構の実施体制(1試験会場当たり会場責任者1名、試験監督員・管理員を会場規模に応じて6～21名、口述試験受付・誘導・受験者控室における監視を行う補助員を会場規模に応じて16～74名)を目安として」に修正します。
13	確保されるべき質	P8 2.(1)②二(タ)b. 連絡窓口 機構との連絡窓口は会場責任者と限定しないほうが良いのではないか。	実施要項案 P8.2.(1)②二(タ)b. を、「機構との連絡窓口は原則、会場責任者とする。」に修正します。
14	確保されるべき質	P8 2.(1)②二(レ) 口述試験会場準備業務 試験委員の飲食手配も必要ではないか。	実施要項案 P8 2.(1)②二(レ)c. として、「《飲食物の準備》民間事業者は、機構が選任した試験委員に提供する飲食物の手配を行うこと。」を追記します。
15	確保されるべき質	P9 2.(1)②二(ウ)d. 筆記試験合格証書作成 筆記試験合格証書の発行は必要か。	筆記試験合格証書については、通訳案内士法施行規則第4条第1項に基づき、筆記試験に合格した者に対し筆記試験合格証書を授与することになっております。
16	確保されるべき質	P10 2.(1)②二(ム)b. 口述試験合格通知 口述試験合格通知は、圧着はがきで発送する必要があるか。また、簡易書留で発送する必要があるか。	実施要項案 P10 2.(1)②二(ム)b. を、「口述試験受験者宛てに、普通郵便又は特定記録郵便で発送すること。」に修正します。
17	確保されるべき質	P15 2.(4)④ 請負報酬の減額 契約金相当額の5%の減額は非常に厳しいのではないか。	実施要項案 P15 2.(4)④ 請負報酬の減額を、「契約金相当額の最大5%」に修正します。